

建指第80号
住第57号
令和2年4月17日

公益社団法人

全日本不動産協会茨城県本部長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



茨城県土木部都市局住宅課長



新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より本県行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別添のとおり、国土交通省土地・建設産業局不動産課及び国土交通省住宅局住宅総合整備課から、令和2年3月31日付け国土動第149号（別添1）及び令和2年4月2日付け事務連絡（別添2）により、各不動産関連団体及び賃貸住宅関係団体あて、依頼があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、これら依頼の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いするとともに、貴団体加盟の事業者に対しても適切に周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

【担当】

茨城県土木部都市局建築指導課

監察・免許担当 課長補佐 小原

TEL 029-301-4722

茨城県土木部都市局住宅課

民間住宅・住宅指導担当 課長補佐 箕輪

TEL 029-301-4759

国土動第 1 4 9 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各不動産関連団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、飲食店をはじめとする事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところです。

つきましては、賃貸用ビルの所有者など、飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討頂きますよう、貴団体加盟の事業者に対する周知をお願いいたします。

事務連絡
令和 2 年 4 月 2 日

賃貸住宅関係団体 御中
不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
国土交通省土地・建設産業局不動産業課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、民間賃貸住宅に居住している方の中には、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮する事案も生じているところです。

貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

つきましては、居住者から相談を受けた場合には、各自治体にある「住居確保給付金」の窓口である「生活困窮者自立支援制度の相談窓口（参考 1）」や「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報（参考 2）」を相談者にご紹介いただくなどの対応もお願いいたします。

なお、金融庁より金融機関に対し、賃貸事業者を含む事業者や個人の有するローンについて、返済猶予など条件変更迅速かつ柔軟に対応するよう要請がなされているところであり、この点に関してもあわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます（参考 3）。

また、生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しましては、既に情報提供したところですが、家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付することとされましたので、あわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考 1）

○自立相談支援機関の相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

（参考 2）

○『新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報』

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

（参考 3）

○『新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ』

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>